

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（5件）（経営支援課）	2
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出（〃）	5
○令和6年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	5
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（治山林道課）	6
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	8
○国土調査の成果の認証（〃）	8
公告	
○令和6年度高知県家畜人工授精等講習会の実施（畜産振興課）	8
○建築士法による監督処分（建築指導課）	9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の解散の届出	9
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	9

規 則

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第91号
高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。

第2条中「により」を「に基づき」に、「同条第1号から第4号まで」を「同条第1号から第4号までのいずれか」に改める。

第3条第1項中「により」を「に基づき」に改め、同条第2項中「に規定するところ」を「の規定」に、「別に」を「知事が別に」に改め、同条第3項中「の単位を日」を「を日額」に、「又は」を「又は」に改める。

別表第1の(3)の表中「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項」に、「同法」を「同項」に、「電気事業法（昭和39年法律第170号）」を「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号」に改め、「ただし、」を削り、

「
9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。）

を

「

9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合又は商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。）

10 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下この表において同じ。）

11 四国地区無電柱化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市づくりの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年4月1日から令和7年3月31日までの間に、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

12 令和7年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

に改める。

別表第2中「電気通信事業者」を「電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）」に、

「
5（1） 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）
（2） 四国地区電線類地中化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件
6 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局
7 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年高知県条例第15号）による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの

を「
5 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局
6 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年高知県条例第15号）による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの
7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第728号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- （1） 届出者の名称
ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
イ 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口 剛
（2） 届出者の住所
ア 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
イ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
（3） 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317番1ほか
（4） 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30-16

テレニシ株式会社	代表取締役 高島 謙一	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4－14
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30－16
株式会社テネイシヤス	代表取締役 佐々木 勉	大阪府大阪市中央区南新町一丁目3番10号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 石野 孝司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番

		5号
（5） 変更年月日 令和6年8月1日 （6） 変更理由 小売業者の退店及び入店並びに小売業者の代表者の変更のため 2 届出年月日 令和6年11月1日 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 4 意見書に記載すべき事項 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （2） 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 （3） 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 （4） 意見の内容 高知県告示第729号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 届出の概要 （1） 届出者の名称 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 （2） 届出者の住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 （3） 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ須崎東店 須崎市桐間西110番ほか （4） 変更した事項 ア 大規模小売店舗の所在地 （変更前） 須崎市多ノ郷字矢羽田甲5600ほか （変更後） 須崎市桐間西110番ほか イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前） 代表取締役 鶴羽 順 代表取締役 八幡 政浩 （変更後） 代表取締役 八幡 政浩		

（5） 変更年月日 大規模小売店舗の所在地の変更については平成22年11月3日、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については令和6年8月5日 （6） 変更理由 土地区画整理法による換地処分及び代表者1名の退任のため 2 届出年月日 令和6年11月26日 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 須崎市役所 4 意見書に記載すべき事項 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （2） 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 （3） 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 （4） 意見の内容 高知県告示第730号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 届出の概要 （1） 届出者の名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜 （2） 届出者の住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 （3） 大規模小売店舗の名称及び所在地 四万十ショッピングガーデン 四万十市具同八反田3189－2 （4） 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （変更前）		
小売業者名	代表者名	住所

株式会社西松屋チェー ン	代表取締役 大村 浩 一	兵庫県姫路市飾 東町庄266番地 の1
株式会社ファーストリ テイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐 山10717番地1
株式会社ワークウエイ	代表取締役 奥村 恭 明	高知市百石町一 丁目1番21号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌 宏	静岡県静岡市葵 区伝馬町8番地 の6
株式会社マックハウス	代表取締役 舟橋 浩 司	東京都杉並区梅 里一丁目7番7 号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅 俊	東京都杉並区荻 窪四丁目30番16 号
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 晃 司	岡山県岡山市北 区表町一丁目7 番33号
株式会社 f o u r Y o u	代表取締役 尾崎 裕 一	宿毛市南沖須賀 1番10号

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社西松屋チェー ン	代表取締役 大村 浩 一	兵庫県姫路市飾 東町庄266番地 の1
株式会社ファーストリ テイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐 山10717番地1
株式会社ワークウエイ	代表取締役 奥村 恭	高知市百石町一 丁目1番21号

	明	
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌 宏	静岡県静岡市葵 区伝馬町8番地 の6
株式会社マックハウス	代表取締役 石野 孝 司	東京都杉並区梅 里一丁目7番7 号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅 俊	東京都杉並区荻 窪四丁目30番16 号
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 哲 希	岡山県岡山市北 区表町一丁目7 番33号
株式会社 f o u r Y o u	代表取締役 尾崎 裕 一	宿毛市南沖須賀 1番10号

（5） 変更年月日
令和6年5月22日

（6） 変更理由
小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日
令和6年11月1日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（2） 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
（3） 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（4） 意見の内容

高知県告示第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- （1） 届出者の名称
ア 株式会社フジ 代表取締役 山口 普
イ 株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之
（2） 届出者の住所
ア 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
イ 群馬県伊勢崎市柴町1732番地
（3） 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ高知インター店
高知市一宮南町一丁目76番地1
（4） 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）3,349平方メートル
（変更後）4,085平方メートル
イ 駐車場の収容台数
（変更前）236台
（変更後）232台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）

荷さばき施設 1	628平方メートル
荷さばき施設 2	25平方メートル

（変更後）

荷さばき施設 1	553平方メートル
荷さばき施設 2	25平方メートル
荷さばき施設 3	21平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（変更前）

廃棄物保管施設	16.7立方メートル
---------	------------

（変更後）

廃棄物保管施設 1	16.7立方メートル

廃棄物保管施設 2	2.3立方メートル
-----------	-----------

オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	午前零時
株式会社大創産業	午前7時	午前零時

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フジ	午前7時	午前零時
株式会社大創産業	午前7時	午前零時
株式会社ワークマン	午前10時	午後8時

カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前6時40分から午前零時20分まで
（変更後）午前6時30分から午前零時30分まで
キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）

区分	時間帯
荷さばき施設 1	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 2	午前6時から午後10時まで

（変更後）

区分	時間帯
荷さばき施設 1	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 2	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 3	24時間

- (5) 変更年月日
令和7年7月6日
- (6) 変更理由
店舗の増床及び既存施設の見直しによる効率的な店舗運営を図るため
- 2 届出年月日
令和6年11月5日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
- (2) 届出者の住所
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189-2
- (4) 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
（変更前）250台
（変更後）174台
- (5) 変更年月日
令和7年7月30日
- (6) 変更理由
駐車需要に合わせた届出台数とするため

- 2 届出年月日
令和6年11月29日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出者の名称
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
- 2 届出者の住所
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ須崎東店
須崎市桐間西110番ほか
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和6年8月16日

高知県告示第734号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する令和6年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和6年12月20日

高知県知事 濱田 省司

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	令和7年1月16日 午後2時から午後3時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって令和6年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。

2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。 (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類 (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿 (3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書 高知県告示第735号 令和6年10月農林水産省告示第1929号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を須崎市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町三丁目77番地 イ 氏名 谷岡 亨 (2)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市小阪川島町12番地 イ 氏名 林田 安弘 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村竹屋敷254番地 イ 氏名 林田 昭夫 (4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村ニタ又357番地 イ 氏名 林田 義雄 (5)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市堂山町3番9号 イ 氏名 松本 昌幸 (6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村菅ノ上146番地 イ 氏名 山中 為之助 (7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村別枝744番地 イ 氏名 岡添 幸一郎 (8)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町二丁目8番6号	イ 氏名 藤原 孝壽 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村橋162番地 イ 氏名 岡添 栄子 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町家地川665番地 イ 氏名 田辺 睦夫 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知乙1543番地 イ 氏名 北川 正春 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡吾桑村吾井郷乙476番地 イ 氏名 梅原 重義 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和37年6月農林水産省告示第847号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第736号 令和6年10月農林水産省告示第1932号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙1605番地 イ 氏名 川島 松次 (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2452番地 イ 氏名 大井 秦江	(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2240番地 イ 氏名 川崎 邦夫 (4)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2632番地 イ 氏名 小松 梅太郎 (5)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2221番地 イ 氏名 小松 久美恵 (6)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2418番地2 イ 氏名 小尻 一男 (7)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2512番地2 イ 氏名 清水 岩江 (8)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2519番地 イ 氏名 徳山 昭五郎 (9)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2354番地 イ 氏名 長崎 種代 (10)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1206番地 イ 氏名 長崎 信彦 (11)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2239番地 イ 氏名 西本 篤郎 (12)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2439番地 イ 氏名 小松 エリコ (13)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2521番地1 イ 氏名 山崎 喜代子 (14)ア 登記簿記載の住所
---	---	--

室戸市佐喜浜町2517番地 1 イ 氏名 (15)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2021番地 1 イ 氏名 谷口 家栄 (16)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2418番地 2 イ 氏名 小松 宏 (17)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2041番地 イ 氏名 川島 柳太郎 (18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根甲280番地 イ 氏名 森岡 督夫 (19)ア 登記簿記載の住所 高知市塩谷崎町二丁目10番 1 号 イ 氏名 川島 常督 (20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町白浜32番地 イ 氏名 植松 龍助 (21)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1148番地 イ 氏名 植元 静馬 (22)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1143番地 イ 氏名 植元 秀信 (23)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2418番地 イ 氏名 小松 久高 (24)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地 イ 氏名 島崎 義喜 (25)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1058番地 1	イ 氏名 植田 嘉寿吉 (26)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1041番地 イ 氏名 森本 時次 (27)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 2 イ 氏名 植田 万太郎 (28)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 田内 弥三馬 (29)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1013番地 イ 氏名 磯崎 磯馬 (30)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1007番地 イ 氏名 窪上 与太郎 (31)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地 6 イ 氏名 磯崎 駒吉 (32)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2234番地 イ 氏名 池田 禎作 (33)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1121番地 イ 氏名 田内 金松 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地 2 イ 氏名 森川 多三 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1109番地 イ 氏名 内藤 行馬 (36)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1095番地 1 イ 氏名	植中 孫四郎 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1066番地 イ 氏名 植田 信明 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1091番地 イ 氏名 森本 増次郎 (39)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区玉川二丁目 8 番11号 イ 氏名 山田 英路 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 植元 鯛次 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1172番地 イ 氏名 藤本 武男 (42)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1166番地 イ 氏名 松本 政一 (43)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1034番イ号地 イ 氏名 森本 盛卓 (44)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1026番地 イ 氏名 窪内 千代吉 (45)ア 登記簿記載の住所 大阪府茨木市山手台二丁目 5 番 6 ー303号 イ 氏名 杉本 操恵 (46)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市柱本新町 8 ー A 6 棟407号 イ 氏名 蔦岡 壽幸 (47)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙680番地 1 イ 氏名 和田 広男
--	--	--

(48)ア イ (49)ア イ (50)ア イ (51)ア イ (52)ア イ (53)ア イ (54)ア イ (55)ア イ (56)ア イ (57)ア イ (58)ア イ (59)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地 氏名 蔦川 寿恵広 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙801番地 氏名 蔦川 寿恵広 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙743番地 氏名 長田 勉子 登記簿記載の住所 大阪府豊中市庄内幸町五丁目14番12号 氏名 浜崎 豊範 登記簿記載の住所 香美郡所在村猪野々922番地 氏名 猪野 多久治 登記簿記載の住所 香美郡赤岡町1374番地 氏名 秋山 武士 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村穴内60番屋敷 氏名 秋山 徳傳 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村穴内1546番地 氏名 秋山 重男 登記簿記載の住所 徳島県那賀郡相生町雄字南尻23番地1 氏名 光森 一徳 登記簿記載の住所 高岡郡大桐村大平184番屋敷 氏名 山本 彦弥 登記簿記載の住所 高岡郡越知町大平1356番地 氏名 小松 輝喜 登記簿記載の住所	高岡郡越知町大平2588番地 イ 氏名 古味 時恵 (60)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町大平1132番地 イ 氏名 西森 浪樹 (61)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町大平1145番地 イ 氏名 古味 憲昭 (62)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横畠南3748番地 イ 氏名 藤原 正忠 (63)ア 登記簿記載の住所 高知市稲荷町12番地 イ 氏名 古味 孝道 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和40年4月農林省告示第515号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第737号 高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年11月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（基準点測量） 2 作業期間 令和6年11月26日から令和7年3月23日まで 3 作業地域 高知市春野町西分地区 高知県告示第738号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年12月2日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（道路基準点測量） 2 作業期間 令和6年12月5日から令和7年3月31日まで 3 作業地域 土佐国道事務所管内国道55号南国安芸道路（南国市田村から香南市野市町東野まで） 高知県告示第739号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年12月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（現地測量、4級基準点測量） 2 作業期間 令和6年12月10日から令和7年2月18日まで 3 作業地域 南国市内 高知県告示第740号 安芸郡馬路村馬路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和6年12月20日 高知県知事 濱田 省司 1 調査を行った者の名称 馬路村 2 調査を行った地域及び時期 安芸郡馬路村馬路の一部 令和元年度から令和3年度まで 3 成果の名称 安芸郡馬路村地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 令和6年12月20日 ----- 公 告 ----- 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和6年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により
---	---	--	--

公告する。
令和6年12月20日
高知県知事 濱田 省司

- 講習会の実施期間
令和7年2月3日（月）から同月28日（金）まで
- 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜体内受精卵移植に関する講習会
牛
- 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、令和7年1月20日（月）までに住所所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 講習会の定員
5名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。
- 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

~~~~~  
建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項第2号の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年12月20日  
高知県知事 濱田 省司

- 監督処分をした年月日  
令和6年12月20日
- 監督処分を受けた建築士事務所  
(1) 名称  
株式会社土居工務店二級建築士事務所  
(2) 所在地  
高知市高須本町8番3号  
(3) 開設者の氏名（開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）  
株式会社土居工務店  
代表取締役 土居 敏夫

- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別  
二級建築士事務所
- (5) 登録番号  
高知県知事登録第1902号
- 監督処分の内容  
法第26条第1項第2号の規定による建築士事務所の登録の取消し
- 監督処分の原因となった事実  
株式会社土居工務店二級建築士事務所の役員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により懲役10月の刑（3年間刑の執行猶予）に処せられ、令和6年5月31日に刑が確定していることが判明した。  
このことは、法第26条第1項第2号の規定に該当する。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第93号  
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。  
令和6年12月20日  
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司  
その他の政治団体

| 名称          | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|-------------|--------|----------|
| 政治結社大行社高知支部 | 西澤 多賀男 | 令6・11・15 |

-----  
落 札 公 告  
-----

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
令和6年12月20日  
高知県警察本部長 清水 善弘
- 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式
  - 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
  - 落札者を決定した日  
令和6年10月9日

- 落札者の氏名及び住所  
中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 落札金額  
72,901,360円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和6年8月27日